（請負者用）

誓　　約　　書

令和　　年　　月　　日

福岡県知事　殿

住　　所

氏名又は名称

及び代表者名

　　　　　　　　（記名押印又は署名）

下記１の契約（以下「本契約」という。）に基づく建設工事に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記２の事項を誓約する。

記

１　契約名

２　誓約事項

(1)　本契約に基づく建設工事に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2)　本契約に基づく建設工事に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。

ア　労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

イ　労働基準監督署に上記の是正報告を行ったとき。

(3)　本契約に基づく建設工事の一部を他の者に行わせようとする場合の当該下請負人等（一次下請以降全ての下請負人をいう。以下同じ。)は、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者とし、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、県の求めに応じて、その写しを県に提出すること。

(4)　下請負人等が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該下請負人等に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。

(5)　本契約に基づく建設工事において､次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア　県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ　最低賃金法第４条第１項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

別表（誓約事項(1)関係）

|  |
| --- |
| 労働関係法令  (1) 労働基準法(昭和22年法律第49号)  (2) 労働組合法(昭和24年法律第174号)  (3) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)  (4) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)  (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)  (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)  (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成５年法律第76号)  (8) 労働契約法(平成19年法律第128号)  (9) 健康保険法(大正11年法律第70号)  (10) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)  (11) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)  (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号) |